

## 第7章 教育のインクルージョンの推進

### 第1 障害のある児童・生徒の能力や、社会安全の安全に貢献できる資質・能力を育む教育の推進

#### 1 特別支援教育推進計画に基づく教育環境の整備

(I 第5章2 43ページ参照)

##### (1) 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進

在籍者数の将来推計を踏まえ、都立知的障害特別支援学校について、学校の新設や増改築をはじめとした多様な方法を用いて、教育環境の充実を図る。

##### (2) 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）

平均運行時間が60分を超えるコースについて、バスの小型化やコース設定を工夫することにより、平均乗車時間の短縮に努める。

##### (3) 都立知的障害特別支援学校における就労支援の取組の推進

ア 民間のシンクタンクを活用した企業開拓委託

(ア) 特別支援学校高等部生徒の現場実習先や雇用先の開拓等に関する情報収集を委託し、企業就労への一層の促進を図っている。

(イ) 進路指導教員とともに企業開拓業務を行う就労支援アドバイザーを配置し、更なる開拓数の増加を促進している。

イ 特別支援学校就労支援体制

「東京都就労支援員（会計年度任用職員）」を配置し、実習先や雇用先企業の開拓や情報管理、卒業後の職場定着に向けての体制づくりなど、特別支援学校における効果的な就労支援事業等を行っている。

ウ 障害者雇用に対する理解促進

(ア) 企業向けセミナーの開催により、障害者雇用に関する理解促進を行うとともに、雇用及び実習受入れ等の協力を依頼している。

(イ) 企業等の障害者雇用への理解推進及び雇用促進を目的とした動画を作成・活用し、特別支援学校生徒の企業就労の促進を図っている。

エ 職業教育の充実

(ア) 特別支援学校技能競技大会を開催し、生徒が日頃の学習の成果を企業に対して発表する機会を設けている。

(イ) 就業技術科及び職能開発科の産業現場等における実習の促進を図っている。

(ウ) 特別支援学校就労支援委員会を開催し、就労支援における課題解決の方法等を協議することにより、進路指導担当者の力量の向上を図っている。

#### (4) 医療的ケアの充実

ア 「都立特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、肢体不自由特別支援学校全校で人工呼吸器の管理を実施

イ 通常の食事に近い初期食による給食を食べさせたいという保護者の要望を受け、準備の整った肢体不自由特別支援学校から、順次初期食の注入による給食の提供を開始

ウ 都立特別支援学校全校で付添い期間の短縮化に向けた事業に取り組み、入学後の医療的ケア実施のための一連の手順を入学前から開始

#### (5) 小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実（再掲） （Ⅱ第1部第1章第1 60ページ参照）

### 2 デジタルを活用した特別支援教育の推進

#### (1) 学習者用デジタル教材の開発

知的障害のある児童・生徒が各自の端末を用いて効果的、効率的に学習内容を習得できるよう、文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材を開発する。

#### (2) 芸術系大学等と連携したデジタル芸術の推進

芸術に関わる専門家との連携による授業実践を通して、写真・映像等のデジタル表現に関する芸術教育を推進する。

### 3 知的障害特別支援学校における職業教育の充実

#### (1) 就業技術科と職能開発科による職業教育の展開

知的障害が軽度の生徒を対象に専門的職業教育を行う就業技術科、知的障害が軽度から中度の生徒を対象に基礎的職業教育を行う職能開発科及び職業準備教育を行う普通科の3科による重層的な職業教育を展開するため、既に設置の完了した就業技術科 5校及び職能開発科 7校に加え、今後、1校へ職能開発科の設置を進める。

#### (2) 就業技術科と職能開発科に係る周知・啓発施策の充実

生徒一人ひとりの適切な進路選択の支援を目的として、就業技術科及び職能開発科の教育内容について、生徒や保護者等を対象とした合同相談会の開催等を通じて適切に周知していく。

### (3) 都立知的特別支援学校における就労支援の取組の推進

ア 民間のシンクタンクを活用した企業開拓委託

(ア)特別支援学校高等部生徒の企業就労を一層促進するため、現場実習先や雇用先の開拓等に関する情報収集を委託する。

(イ)進路指導担当教員とともに企業開拓業務を行う就労支援アドバイザーを配置し、更なる開拓数の増加を促進する。

イ 特別支援学校就労支援体制 実習先や雇用先企業の開拓や情報管理、特別支援学校における効果的な就労支援事業等を行うため、「東京都就労支援員(会計年度任用職員)」を配置する。

ウ 障害者雇用に対する理解促進

(ア)企業向けセミナーの開催により、障害者雇用に関する理解促進を行うとともに、雇用や実習受入れ等の協力を依頼する。

(イ)特別支援学校生徒の企業就労に向けて、企業等に対し、障害者雇用についての理解推進及び雇用促進を図ることを目的に動画を作成し活用する。

エ 職業教育の充実

(ア)就業技術科及び職能開発科を対象に特別支援学校技能競技大会を開催し、生徒が日頃の学習の成果を企業に対して発表する機会を設ける。

(イ)産業現場等における実習に際して、実習先への謝礼を確保し、実習の実施の促進を図る。

(ウ)特別支援学校就労支援委員会企業開拓部会を開催し、就労支援における課題解決の方法等を協議することにより、進路担当者の力量の向上を図る。

## 第2 柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、子供たちが尊重し合いながら学ぶ環境の整備

### 1 インクルーシブな教育の推進

#### (1) インクルーシブな教育の検討

共生社会の実現には、障害のある子供とない子供が共に学び、体験し、相互理解を深めることが重要であることから、インクルーシブな教育を推進するための体制整備に関する検討を行う協議会を開催する。本協議会は、学識経験者や区市町村教育委員会、小・中・高等学校、特別支援学校の校長、保護者の代表等を委員として、特別支援学校と高等学校等との一体的運営や小・中学校等におけるインクルーシブな教育の推進等について議論し、検討を進める。

#### (2) インクルーシブ教育支援員配置への支援(特別支援学校就学相当児童生徒支援事業)

区市町村において特別支援学校への就学が適当と判定された児童・生徒がより身近な区市町村立小・中学校に就学し、日常生活上の介助や学習支援等を行う「インクルーシブ教育支援員」を配置した場合に、都教育委員会が財政的な支援を行うことで、障害のある児童・生徒の多様な学びの場を整備する。

#### (3) パラスポーツ指導者講習会の実施

障害者スポーツの理解促進と普及啓発を図るため、パラスポーツ指導者講習会を開催する。

#### (4) 視覚障害特別支援学校・聴覚障害特別支援学校におけるオリンピック・デフリンピック教育の充実

聴覚障害特別支援学校に外部人材を招へいすること等により、2025 年デフリンピック大会東京開催に向けた教育を充実する。

#### (5) デフリンピックを契機とした聴覚障害理解教育の普及

聴覚障害やデフスポーツに関する映像教材を制作し、都内全公立学校に動画にて配信することを通じて、オリンピック・パラリンピック教育と関連付けながら、2025 年に東京で開催されるデフリンピックへの児童・生徒の興味・関心を高めるとともに、聴覚障害への理解を深め、障害の有無にかかわらず、共生していこうとする意識や態度を育む。

#### (6) 「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」の実施

希望する学校にオリンピック・パラリンピアン等のアスリートを派遣し、考え方や生き方に触れることにより、多様なスポーツや共生社会に対する児童・生徒の理

解を深める。

#### (7) 「学校 2020 レガシー」継続実施の支援（再掲）

各学校が共生社会の実現等に向けて、家庭や地域等と連携を図りながら、東京 2020 大会以降も続けていく教育活動として「学校 2020 レガシー」を設定し、児童・生徒の実態、地域性を鑑み、学校の特色となるよう、継続実施を支援する。

#### (8) オリパラ教育継承のための次期開催国への訪問

都立学校の国際交流プログラムの 1 つである、オリパラシティコースにおいて、オリパラ次期開催都市（フランス・パリ）への継承を意識して、パラスポーツ交流やオリパラレガシー等を題材とした都立学校と派遣先国との相互交流を行い、次世代の多文化共生の一層の推進を図る。

#### (9) 地域文化部活動推進事業

文化庁の「部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業」により委託された事業である。生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図る。

#### (10) 「インクルーシブ体験」プログラム

都立高校生等が、障害のある人や高齢者等との関わりや、当事者の生活や思いについて実際に触れる機会を通じて、自分のあり方・生き方を見直し、「共生社会づくり」の必要性を理解することを目的に、障害のある方や高齢者等を招いての講演や、インクルーシブな学びの支援を実施している企業・NPO 等の様々な支援団体と連携して、アートやスポーツ等を活用した体験プログラムを提供する。

## 2 小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実（再掲）

（Ⅱ第1部第1章第1 60ページ参照）

## 3 医療的ケア児等への支援の充実

### (1) 医療的ケアの充実

#### ア 特別支援学校における人工呼吸器の管理

肢体不自由特別支援学校に人工呼吸器の管理が必要な児童・生徒が一定数に籍していることを踏まえ、肢体不自由特別支援学校全校で実施する際の条件や留意点等をまとめた「都立特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要

とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、人工呼吸器の管理を実施する。

イ 特別支援学校における胃ろうからの初期食の注入による給食の提供

胃ろうからの注入は医療的ケアに該当し、安全を確保する観点から、特別支援学校では、市販又は処方された栄養剤に限って実施してきたが、通常の食事に近い初期食による給食を食べさせたいという保護者の要望を受け、肢体不自由特別支援学校全校で初期食の注入による給食の提供を実施する。

ウ 医療的ケア児専用通学車両の運行

医療的ケア児の学習機会の確保と通学保障のため、肢体不自由特別支援学校及び知的障害特別支援学校で看護師が同乗する専用通学車両を運行しているが、乗車中の医療的ケアを行う看護師が不足する状況が続いているため、看護師の勤務形態の多様化や、専用通学車両乗車時の報酬単価の引上げ等により、看護師の専用通学車両への乗車を一層促していく。

エ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、都教育委員会主催の研修等に小・中学校教職員が参加できるようにするとともに、小・中学校及び区市町村教育委員会の要請に応じて、特別支援学校におけるセンター的機能の発揮により支援する。

## (2) 医療的ケア児に係る保護者付添い期間の短縮化等

医療的ケア児は、体調が変化しやすいことから、入学後、学校看護師に対処方法等の引き継ぎを行うまでの間、保護者に付添いを依頼している。特に、人工呼吸器など高度なケアが必要な場合には、付添い期間が長期化するケースが生じていることから、特別支援学校全校で付添い期間の短縮化に取り組み、入学後の医療的ケア実施のための一連の手順を入学前から開始するとともに、入学後にも医師等を活用し更なる短縮化に取り組んでいく。加えて、付添い期間も Wi-Fi ルーターの貸与やテレワークブースの設置など保護者の就労継続への支援を行う。

## (3) 病弱教育支援員による学習支援の更なる充実

平成29年度より、都内の病院に入院中の児童・生徒の学習の遅れを回避し、前籍校へ円滑に復帰するという観点から、病弱教育支援員を病院へ派遣するとともに、必要なデジタル機器を配備することで、入院中の学習機会を週3日・1回 2時間から週5日・1回 2時間に充実させた。

令和6年度は引き続き、病弱教育支援員・デジタル機器を活用した学習支援を実施するとともに、病弱教育支援員を対象とした研修の実施、タブレット端末の活用事例の共有等により、病弱教育支援員の資質向上・デジタル機器の一層の有効活用を図り、入院中の児童・生徒への学習支援を更に充実させる。

#### (4) 病院内教育における分身ロボットの活用

病院内分教室を設置する特別支援学校5校に分身ロボットを配備し、分教室での授業や校外学習等への参加に活用するなど、入院中の児童・生徒の状況に応じた学びの実現を図る。